



## 新有価証券の会計処理

制度調査部

吉井 一洋

### 投資事業有限責任組合等の取扱い

#### 【要約】

2004年6月の証券取引法改正により、投資事業有限責任組合等への出資が、2004年12月1日から証券取引法上の「有価証券」として取り扱うことになった。

これに伴い、会計処理においても、当該出資は、組合等の持分相当額を「出資金」ではなく、「有価証券」として表示することになった。

当該出資について、原則として、組合等の純資産や純損益の持分相当額を、出資者において計上する点や、組合等に金融資産が含まれている場合は時価評価する点などは、変わりはない。

2005年2月15日、日本公認会計士協会は、『会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の改正について』を公表した。

2004年6月の証券取引法の改正により、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資が、有価証券に加わった。上記の改正は、これに合わせて、金融商品会計実務指針のうち、任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理について、見直しを行うものである。

改正後の実務指針等は、改正証券取引法が施行される2004年12月1日から適用される。

以下、その内容を解説する。

#### 1. 新しい「みなし有価証券」の範囲

改正証券取引法により、「みなし有価証券」として、新たに証券取引法上の有価証券に加わったのは、以下のものである。

投資事業有限責任組合契約に基づく権利

民法上の任意組合契約で に類するもの(以下のア～ウの要件を全て満たすもの)に基づく権利

ア．金銭その他の財産のみをもって出資の目的とするもの

イ．一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること

ウ．投資事業有限責任組合契約の事業の全部又は一部を行うもの

商法上の匿名組合契約で に類するもの(上記ウの要件をみたすもの)に基づく権利

外国法令に基づく権利で前記 に類するものに基づく権利

#### 2. 現行の組合等の会計処理

現行の金融商品会計実務指針では、任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等(以下「組合等」という)への出資については、下記の(1)、(2)のように会計処理す

ることとしている。

要約すると、原則として、組合等の財産(純資産)の持分相当額を出資者の貸借対照表に「出資金」として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を出資者の当期の損益として計上する。ただし、本来は無限責任である任意組合、パートナーシップに、有限責任の特約がついている場合は、その範囲で損益を計上する(即ち、出資者が責任を負う金額を超えて損失を計上することはできない)。

組合等の構成資産が金融資産の場合は、金融商品会計基準に従って評価した上で、次の(1)、(2)のように会計処理する。(即ち、金融資産の時価が変動した場合は、「出資金」の計上額又は損益も変動する)。

なお、商品ファンドは、短期運用目的であれば「売買目的有価証券」、それ以外は「その他有価証券」に準じて会計処理することとされている。

### (1)任意組合、パートナーシップ

法律上その財産は組合員又はパートナーの共有とされることから、組合(又はパートナーシップ、以下同じ)の資産・負債のうち持分割合に相当する額を出資者(又はパートナー、以下同じ)の資産・負債として貸借対照表に計上する。損益についても組合の収益・費用のうち持分割合に相当する額を出資者の収益・費用として損益計算書に計上する。この方法が、原則的な会計処理である。(グロス・グロス方式)

しかし、出資者は単なる資金運用と考えている場合や重要性のない場合が少なくないこと、有限責任の特約がついていることもあることから、組合の純資産(=資産-負債)のうちの持分相当額を出資者の貸借対照表に、組合の純損益(=収益-費用)の持分相当額を出資者の損益計算書に計上する方法も採用できる。(ネット・ネット方式)。この場合は、純資産の持分相当額を「出資金」として計上する。

状況によっては、組合の資産・負債については、その純額(純資産)の持分相当額を貸借対照表に計上し、組合の損益については、収益・費用それぞれの持分相当額を出資者の収益・費用として損益計算書に計上する方法も認められる。(ネット・グロス方式)

即ち、改正前の実務指針は、グロス・グロス方式を原則としつつ、ネット・ネット方式、ネット・グロス方式を認めるという取扱いであった。

任意組合・パートナーシップは本来は無限責任である。しかし、これらに有限責任の特約がある場合は、その範囲で損益を計上することとされている。出資者が組合の債務について一定額(例えば出資額)までしか責任を負わない場合は、出資者の持分においてそれを超える損失(組合の利益と相殺後の純損失)が生じても、当該超過額は出資者の損失として計上しないことになる。

### (2)匿名組合、リミテッド・パートナーシップ(注1)

匿名組合(又はリミテッド・パートナーシップ、以下同じ)の純資産(=資産-負債)のうちの持分相当額を出資者(又はパートナー)の貸借対照表に、組合の純損益(=収益-費用)の持分相当額を出資者の損益計算書に計上する方法(ネット・ネット方式)による。

ただし、匿名組合が実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合も想定されるので、ネット・ネット方式だけでなく、契約内容の実態及び経営者の意図を考慮し、経済実態を適切に反映した方法で会計処理することも、認められる。

(注1)匿名組合の組合員は、任意組合の組合員と異なり、有限責任である。リミテッド・パートナーシップの場合は、無限責任のパートナーだけでなく、有限責任のパートナーもいる。実務指針には明記されていないが、有限責任の出資者・パートナーの場合も、出資者の持分において、出資額を超える純損失が生じた場合、出資者は当該超過額を損失計上しないものと思われる。

### 3. 改正後の会計処理

#### (1) 改正内容

基本的な会計処理の内容は変わっていない。即ち、以下の点は変わっていない。

原則として、組合等の財産（純資産）の持分相当額を出資者の貸借対照表に「出資金」として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を出資者の当期の損益として計上する。ただし、本来は無限責任である任意組合、パートナーシップへの出資に有限責任の特約がついている場合は、その範囲で損益を計上する。（即ち、出資者が責任を負う金額を超えて損失を計上することはできない）。

組合等の構成資産が金融資産の場合は、金融商品会計基準に従って評価した上で、会計処理する。（即ち、金融資産の時価が変動した場合は、「出資金」の計上額又は損益も変動する）。

商品ファンドは、短期運用目的のものは「売買目的有価証券」、それ以外のものは「その他有価証券」に準じて会計処理する。

変更されたのは、以下の点である。

組合・パートナーシップの出資者の場合、グロス・グロス方式ではなく、ネット・ネット方式を原則とすることとされた。ただし、グロス・グロス方式、ネット・グロス方式の選択も可能である。

匿名組合、リミテッド・パートナーシップの場合、ネット・ネット方式を原則としつつ、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択できることがより明確にされた。

組合等への出資が、証券取引法上の有価証券である投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資に該当した場合は、「出資」ではなく「有価証券」として表示する。会計処理方法は、ネット・ネット方式を原則とする。

#### (2) 投資事業有限責任組合等への出資の会計処理

金融商品会計実務指針と共に、「金融商品に関するQ & A」も改正された。このQ & AのQ46 - 2として、投資事業有限責任組合等への出資の会計処理の解説が加えられた。Q46 - 2の内容をまとめると、次のようになる。

出資者の貸借対照表では「有価証券」として表示する。（投資事業有限責任組合等への当初の出資額は、出資時点における当該組合等の純資産額の持分相当額に等しいと思われるので、出資時の組合等の純資産の持分相当額を「有価証券」として計上することになるう）。

会計処理は、次のとおりである。

- ・ 組合の構成資産である金融資産は、金融商品会計基準に基づいて評価する。したがって、金融資産の時価が変動した場合は、出資者において「有価証券」として計上する額又は損益として計上する額も変動する。
- ・ 組合の営業により獲得した純損益の持分相当額は、出資者の当期損益として計上する。（注2）
- ・ 組合が保有する「その他有価証券」の評価差額金に対する持分相当額は、出資者の貸借対照表に「その他有価証券評価差額金」（注3）として計上する。

（注2）組合内の「売買目的有価証券」や「デリバティブ」の時価の変動は、その持分相当額が、出資者の当期の損益として計上される。

（注3）「有価証券」として計上した組合等に係る「その他有価証券評価差額金」である。

#### (3) 投資事業組合が子会社・関連会社に該当する場合の会計処理

「金融商品に関するQ & A」では、Q71として、投資事業組合が子会社・関連会社に該当する場合の会計処理について述べている。

会計上の子会社・関連会社の範囲には、会社だけでなく「組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）」が含まれる。具体的には、特定目的会社、海外における

同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が挙げられる。したがって、投資事業組合についても、子会社・関連会社に該当することはありえる。

Q71 では、子会社・関連会社に該当する投資事業組合への出資については、次のように取り扱うこととしている。

#### 投資事業組合に出資している会社の個別財務諸表上の取扱い

投資事業組合が子会社・関連会社に該当しても、取得原価による評価は適用しない。

この場合は、原則として、組合の財産（純資産）の持分相当額を出資者の貸借対照表に「出資金」として計上し、組合の営業により獲得した純損益の持分相当額を出資者の当期の損益として計上する。組合の財産に金融商品が含まれている場合は、時価評価の適用を受けることになる。

#### 投資事業組合に出資している会社の連結財務諸表上の取扱い

投資事業組合が子会社に該当する場合は、組合の資産・負債をそのまま連結し、親会社に帰属しない部分を少数株主持分として計上する（Q70 では、この場合、の個別財務諸表での処理を一旦元に戻した上で連結するのが実務的であるとしている）。

投資事業組合が連結対象外子会社又は関連会社に該当する場合、即ち持分法を適用する場合は、個別財務諸表での会計処理をそのまま連結財務諸表に取り込んだ上で、その出資会社以外の出資者が負担しない損失を追加計上する。

改正後のQ70 では、投資事業組合への出資が「有価証券」に該当する場合も、出資会社の個別財務諸表での表示科目を「有価証券」とする以外は、同様の会計処理を行うこととしている。

## 4. 適用時期

投資事業有限責任組合契約等への出資は、2004年12月1日から、証券取引法上の有価証券として取り扱われている。

改正後の金融商品会計実務指針及びQ & Aもこれに合わせて、2004年12月1日から適用されているという取扱いになる。